

令和3年度(令和2年分所得)上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

氏名

平成29年から令和元年（平成31年）までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、令和2年度分以前の市民税・府民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年分	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a)	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b)	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b)
平成29年分	平成30年度（29年分）の損失額で令和元年度へ繰り越した損失額	令和元年度及び令和2年度の所得金額の計算上差し引かれた損失額	令和3年度に繰り越した損失額
平成30年分	令和元年度（平成30年分）の損失額で令和2年度へ繰り越した損失額	令和2年度の所得金額の計算上差し引かれた損失額	令和3年度以後に繰り越した損失額
令和元年分（平成31年分）	令和2年度（令和元年分）の損失額で令和3年度へ繰り越した損失額	/	令和3年度以後に繰り越した損失額

【地方税法施行規則第57号様式】

※留意事項については裏面をご確認ください。

令和2年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

◎繰越損失がある場合の留意事項について

・市民税・府民税において、翌年度以降へ繰り越す損失がある場合は、納税通知書が送達される時までに、本様式 株 B の提出が必要です。

※本年度特定配当等・特定株式等譲渡所得金額がない場合や、所得税の確定申告書を提出している場合であっても、前年度以前に所得税と異なる方式を選択した場合には、「市民税・府民税申告書」及び本様式 株 B の提出が必要です。

※所得税と異なる課税方式を選択する場合の留意事項については、「令和3年度（令和2年分所得）市民税・府民税申告書付表 株 A」裏面をご確認ください。